

# 泉大津市会計年度任用職員（消費生活相談員）採用試験要領

令和 6 年 1 2 月  
泉大津市市長公室人権くらしの相談課

## 1 採用職種、受験資格及び採用予定人数

職 種	受 験 資 格	採用予定人数
消費生活相談員	①令和7年4月1日現在で、65歳未満の人（定年は65歳）で、消費生活相談員、消費生活専門相談員、消費生活アドバイザーまたは消費生活コンサルタントのうち、いずれかひとつの資格を有し、基本的なパソコン操作ができる人 ②地方公務員法第16条【欠格条項】のいずれにも該当しない人	2名

### 《参考》 地方公務員法第16条【欠格条項】

1. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
2. 泉大津市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
3. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
4. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 2 選考方法

### 【面接試験】

- (1) 日 時 令和7年2月14日（金）、16日（日）、17日（月）、18日（火）のうち、個別に日程調整を行います。
- (2) 場 所 泉大津市役所（泉大津市東雲町9番12号）
- (3) 結果発表 合否にかかわらず本人に通知します。

※なお、採用予定人員に達しない場合でも、試験成績が採用の基準に満たないと判断した場合は、合格者としなないことがあります。

### 3 報酬等

#### (1) 報酬（年収）

職種	報酬見込（年収）
消費生活相談員（週29時間勤務）	239万円（初任給）～283万円程度

上記報酬は、報酬月額に期末勤勉手当（賞与）等を含んだ額となっています。

※上記報酬は現時点での見込みであり、今後、給与改定等により変更することがあります。

#### (2) 報酬に関する事項

- ・報酬の支給日は、毎月21日です。  
※支給日が土曜日、日曜日、祝日の場合はその前日、前々日
- ・交通費をそれぞれの条件に応じて支給します。  
※泉大津市在住者については、交通費の支給はありません。
- ・次年度に再度任用された場合、会計年度任用職員としての経験を加味した昇給制度があります。

### 4 受験申込

#### (1) 提出書類

- ① 泉大津市会計年度任用職員（消費生活相談員）採用試験申込書（本市所定用紙）
- ② 消費生活相談員、消費生活専門相談員、消費生活アドバイザーまたは消費生活コンサルタント資格を証する書類の写し

#### (2) 申込方法

以下の①～③いずれかの方法で申し込みを行ってください。

##### ①インターネットでの受験申込み（市ホームページからの電子申請）

- ・受付期間 令和6年12月16日（月）午前8時45分から  
令和7年1月31日（金）午後5時15分まで（受信有効）

##### ②窓口での受験申込み

- ・受付期間 令和6年12月16日（月）午前8時45分から  
令和7年1月31日（金）午後5時15分まで  
（土、日、祝日及び12月28日～1月5日の年末年始は除く。）
- ・受付場所 泉大津市役所4階 人権くらしの相談課

##### ③郵送による受験申込み

- ・受付期間 令和6年12月16日（月）から令和7年1月31日（金）まで  
（1月31日（金）必着）

封筒の表に『泉大津市会計年度任用職員（消費生活相談員）採用試験申込』と朱書きし、(1)提出書類の①及び②を同封してください。

(郵送先)

〒595-8686 泉大津市東雲町9番12号  
泉大津市市長公室人権くらしの相談課

## 5 勤務条件等

### (1) 任用期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

なお、本採用試験に合格し、任用された場合、人事評価等の審査による次年度以降の任用が可能になります（最大4回まで）。

※毎年度、任用後の1か月は、条件付任用期間になります。

### (2) 勤務場所

市役所1階 泉大津市消費生活センター

### (3) 業務内容

消費生活センターにおける消費生活相談業務、消費者啓発に関する業務、その他消費者行政に係る一般事務

### (4) 社会保険等

健康保険、厚生年金保険、雇用保険、非常勤の職員の公務災害補償あるいは労災保険が適用されます。

### (5) 勤務日数等

勤務日数は、週5日とし、1週間の勤務時間は29時間（月曜日から金曜日（土、日、祝日は休み）の午前10時～午後4時30分又は午前10時30分～午後5時）とする。

### (6) 服 務

地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規定が適用されます。

## 6 そ の 他

- (1) 申込書の記載事項が正しくない事が判明した場合は、合格を取消すことがあります。
- (2) 試験当日に遅参された方は受験できない場合があります。
- (3) 提出された書類（申込書等）は返却できません。

## 7 問い合わせ先

〒595-8686 泉大津市東雲町9番12号

泉大津市市長公室 人権くらしの相談課

(電話) 0725-33-1131 (内線) 2451